

第3章 基本理念と計画の考え方

1. 本計画の基本的な考え方

(1) まちづくりの方向性

本計画の上位計画にあたる第5次貝塚市総合計画では、まちづくりの方針やまちの将来像について、下記のように示しています。本計画は、これらのまちづくりの指針に沿って、住民、関係機関・団体、サービス事業者、行政等が一体となって地域福祉を推進していきます。

【総合計画におけるまちづくりの方針】

魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚

【総合計画におけるまちの将来像】

将来像 1 心豊かな人が育ち ふるさとに誇りと愛着を感じるまち

将来像 2 誰もが地域で健やかに ともに支え合うまち

将来像 3 みんなでつくる 安全・安心で快適に暮らせるまち

将来像 4 ひとと地域の資源を生かし にぎわいを生み出すまち

(2) 基本理念

「魅力かがやき ふれあい ささえあう 貝塚」
 ～豊かなふれあい あたたかい支えあい 安心して暮らせるまち～

地域福祉を推進していくためには、行政や各種団体、社会福祉法人*などの関係機関との協働のもと、住民一人ひとりが日常生活の中に生じるさまざまな課題を“我が事”としてとらえ、その解決に向けて主体的に取り組むことが求められます。

本計画では、すべての住民が安心して暮らせるまちの実現のため、これまでの「ふれあい」「支えあい」の理念を継承し、住民、行政機関、事業者等がともに目指す地域福祉の姿を基本理念としています。

2. 施策展開の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、以下の4つの基本目標を立て、取組を推進していきます。

基本目標 1 担い手の育成

住民一人ひとりの地域福祉に関する意識を醸成し、地域活動への主体性を培うことで、地域福祉の担い手の発掘・育成を進め、地域福祉活動の輪を広げます。

基本目標 2 ふれあいと支えあいの推進

同じ地域に住む住民同士が、日常的なつながりの中から互いに手を取りあえるよう、多様な住民交流や支えあい活動を促進するとともに、住民による主体的な活動を支援します。

基本目標 3 福祉に関する相談やサービスを受けやすい仕組みづくり

住民、関係機関・団体、サービス事業者、行政等の連携を通じて、住民の一人ひとりが抱えている悩みや支援の必要な状況にきめ細かく対応し、手助けを必要としている人に情報がくまなく伝わり、安心して相談やサービスを受けることができる仕組みづくりを進めます。

基本目標 4 人にやさしい福祉のまちづくり

すべての住民の人権が尊重される地域社会の実現のために、人権に関する教育・啓発に取り組み、差別や偏見のないまちを目指します。また、住み慣れた地域で、だれもが安全に安心して生活できるよう、住民一人ひとりの権利を擁護するとともに、防災・防犯対策に力を入れた、人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

3. 本計画の体系

本計画は、4つの基本目標の実現に向けて10の基本施策を定め、住民、地域（関係団体、事業者を含む）、社会福祉協議会*、行政がそれぞれの役割を担いながら取組を推進していくこととします。

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



